

目 次

会期日程	1
議決一覧	2
◇ 7月22日(火)	
出欠議員氏名	3
地方自治法第121条による出席者	4
開 会	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案の一括上程	6
議案質疑	8
討論・採決	13
閉 会	14

平成26年第3回嬉野市議会臨時会 会期日程表

会期1日間 7月22日

日次	月 日	開議時刻	区 分	日 程
第1日	7月22日(火)	午前10時	本会議	開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、議案の一括上程、議案質疑、討論・採決、閉会

平成26年第3回嬉野市議会臨時会議決一覧

議案番号	件名	議決日	議決結果
議案第57号	損害賠償に係る和解及び額の決定について	7月22日	原案可決
議案第58号	平成26年度嬉野市一般会計補正予算（第4号）	7月22日	原案可決

平成26年第3回嬉野市議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成26年7月22日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開会	平成26年7月22日 午前10時00分			議 長 田 口 好 秋	
	閉会	平成26年7月22日 午前10時32分			議 長 田 口 好 秋	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	生 田 健 児	出	10番	山 口 政 人	出
	2番	宮 崎 良 平	出	11番	芦 塚 典 子	出
	3番	川 内 聖 二	出	12番	大 島 恒 典	出
	4番	増 田 朝 子	出	13番	梶 原 睦 也	出
	5番	森 田 明 彦	出	14番	田 中 政 司	出
	6番	辻 浩 一	出	15番	織 田 菊 男	出
	7番	山 口 忠 孝	出	16番	西 村 信 夫	出
	8番	田 中 平 一 郎	出	17番	山 口 要	出
	9番	山 下 芳 郎	出	18番	田 口 好 秋	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太一郎	企画政策課長	池田 幸一
	副市長	中島 庸二	市民協働推進課長	
	教育長	杉崎 士郎	文化・スポーツ振興課長	宮崎 康弘
	総務部長	筒井 保	福祉課長	
	企画部長	中島 憲郎	健康づくり課長	飯田 邦芳
	健康福祉部長	徳永 賢治	健康福祉課長	
	産業振興部長	山口 健一郎	農林課長	納富 作男
	建設部長	中尾 嘉伸	うれしの温泉観光課長	宮崎 康郎
	教育部長 教育総務課長兼務	井上 嘉徳	うれしの茶振興課長 農業委員会事務局長兼務	
	会計管理者 会計課長兼務	山口 久義	建設・新幹線課長	早瀬 宏範
	総務課長 選挙管理委員会事務局長兼務	池田 英信	環境下水道課長	
	財政課長	中野 哲也	水道課長	宮田 誠吾
	市民課長		学校教育課長	
税務収納課長	井上 親司	監査委員事務局長		
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	永江 邦弘		

平成26年第3回嬉野市議会臨時会議事日程

平成26年7月22日（火）

本会議第1日目

午前10時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第57号 損害賠償に係る和解及び額の決定について
- 日程第4 議案第58号 平成26年度嬉野市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第5 議案質疑
議案第57号 損害賠償に係る和解及び額の決定について
議案第58号 平成26年度嬉野市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第6 討論・採決
議案第57号 損害賠償に係る和解及び額の決定について
議案第58号 平成26年度嬉野市一般会計補正予算（第4号）

午前10時 開会

○議長（田口好秋君）

皆さんおはようございます。本日、嬉野市議会臨時会が招集されましたところ、お忙しい中御参集くださいまして、御苦労さまでございます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第3回嬉野市議会臨時会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

嬉野市議会会議規則第85条の規定により、会議録署名議員に13番梶原睦也議員、14番田中政司議員、15番織田菊男議員を今会期中指名いたします。

日程第2．嬉野市議会会議規則第4条の規定により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。会期は本日1日間に決定いたしました。

なお、今会期中の会議予定につきましては、お手元に配付しております会期日程のとおりでありますので、御了承願います。

日程第3. 議案第57号 損害賠償に係る和解及び額の決定についてから、日程第4. 議案第58号 平成26年度嬉野市一般会計補正予算（第4号）までを一括して議題といたします。

朗読を省略いたしまして、提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

皆様おはようございます。本日は大変お忙しい中に臨時会を開催していただきましてありがとうございます。

それでは、ただいま臨時会の議案となりました案件につきまして、提案理由を述べさせていただきます。

このたび嬉野市議会臨時会を招集し、和解に関する議案につきまして御審議をお願いすることになりましたので、その概要について御説明を申し上げます。

まず、議案第57号 損害賠償に係る和解及び額の決定について御説明申し上げます。

志田焼の里博物館駐車場の土地使用料支払いについては、平成20年度から関係者との協議を重ねてまいりましたが、このたび鹿島簡易裁判所から調定案が示されましたので、当該期間分の土地使用料相当額を支払うことで和解しようとするものでございます。

次に、議案第58号 平成26年度嬉野市一般会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

歳入歳出それぞれに282万円を追加し、補正後の総額を131億3,981万1,000円とするものでございます。内容につきましては、議案第57号で御説明申し上げました志田焼の里博物館駐車場の土地使用料相当額を計上しておるところでございます。

以上で議案の概要説明といたしますが、詳細につきましては、担当部長が御説明いたしますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

以上で提案理由とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（田口好秋君）

これで提案理由の説明を終わります。

次に、提出された議案の細部説明を求めます。

議案第57号から議案第58号について説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長（山口健一郎君）

それでは、提案理由を御説明します。

議案第57号 損害賠償に係る和解及び額の決定についてということで、次のとおり損害賠償に係る和解及び額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

和解の相手方、嬉野市塩田町大字久間乙3242番地3、志田陶磁器株式会社。

和解の要旨、市は和解の相手方に対し、平成20年4月1日から平成24年9月23日までの間の土地使用料相当額の支払い義務があることを認め、282万円を払うものとする。

事件の概要、市が平成20年4月1日から平成24年9月23日までの間、志田焼の里博物館駐車場の土地（嬉野市塩田町大字久間乙3234番地1（1,097平方メートル）及び嬉野市塩田町大字久間乙3114番地34（70平方メートル））を借り受けし、土地使用料が未払いとなっていることに係る損害賠償について、平成26年6月13日に相手方が民事調停を申し立てた平成26年（ノ）第9号未払賃料請求調定事件について、民事調停手続が進み、平成26年7月8日に鹿島簡易裁判所から調定が示されたので、同時期分の土地使用料相当額を支払うことで和解しようとするものでございます。

調定条項の概要、(1)嬉野市は、相手方に対し282万円を平成26年9月末日に限り支払う。(2)相手方及び嬉野市は、このほか何らかの債権債務のないことをそれぞれ確認する。(3)調停費用は各自の負担とする。

以上でございますが、あと議案資料のほうを御参考にしてください。

それと、続きまして、

議案第58号

平成26年度嬉野市一般会計補正予算（第4号）

平成26年度嬉野市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,820千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,139,811千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、事項別明細書のほうで説明をしたいと思います。

歳入、繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金ということで、6月補正末の額5億7,390万1,000円、今回の補正額282万円、合計の5億7,672万1,000円ということになります。

財政調整基金より282万円を入れるものでございます。

それとあと、歳出のほうですが、7款の商工費、第1項の商工費、6目の志田焼の里博物館費、補正前の額1,444万円、今回の補正額282万円、合計の1,726万円でございます。

これは、22節. 補償、補填及び賠償金として、駐車場の賃借料、過年度分の賃借料になりますが、282万円を計上するものでございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

これで議案の細部説明を終わります。

お諮りします。議案第57号から議案第58号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。

います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第57号から議案第58号につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第5．議案質疑を行います。

議案第57号 損害賠償に係る和解及び額の決定についての質疑を行います。質疑ありませんか。山口政人議員。

○10番（山口政人君）

志田焼の里の駐車場の件につきましては、この土地購入に関しては、今まで担当課も相当努力をされてきたというふうに思います。しかし、結果的には訴訟が起きて、調停案が出されたというようなことでございますけど、この件につきましては、私としては容認せざるを得ないというふうに思います。

ただ、市長にお尋ねをしたいと思いますけど、今後、志田焼の里を存続するに当たっては、やはり駐車場は市有地が一番いいというふうに私は思うんですけど、そこら辺の今後の購入、そして、その見込みがあるのかどうなのか、お尋ねをしたいと思います。（「暫時休憩しよう」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

暫時休憩します。

午前10時11分 休憩

午前10時14分 再開

○議長（田口好秋君）

再開します。

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今のお尋ねにつきましては、志田焼の里自体につきましても、私どもの嬉野市の貴重な財産として、これからも守っていくわけですので、当然、使用する駐車場等については将来的にも必要だというふうに考えておるところでございます、その点では、今御発言の趣旨と同じでございますけど、将来的には、私どもとしては御相談できればというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

ほかに質疑ありませんか。山下芳郎議員。

○9番（山下芳郎君）

57号についての説明記載があります。また、交渉に当たる経過なんかも詳細説明をいただいておりますけれども、その中で、57号の和解の要旨の中で、282万円の分が期間として平成20年4月1日から24年9月23日までということになっております。

さらに、4項目めの調定条項の概要の中に、同じ金額で平成26年9月末日に限りということでもありますけれども、この期間の末日の統一というかな、違うんですけども、これ、金額単価にしたときにどっちに合わせていいのかということの、どっちかに合わせることができなかったものか、確認をいたします。

もう1つが、これを仮に5年間として、アバウトですけども、換算してみますと、年額47万円になるわけですね。26年度の分が当初で63万1,000円の借地料が計上されております。これが一つの確定という形になりますと、今後ある程度継続という形になりますと、次年度はこういった47万円にベースを合わせていかれる用意があるのか、確認をいたします。

○議長（田口好秋君）

産業振興部長。

○産業振興部長（山口健一郎君）

お答えします。

先ほど言われた、20年の4月1日から24年の9月23日までの借地料になります。ということは、それを9月末日までにお支払いをお願いしたいということです。それが1つです。

それともう1つは、年間63万180円の借地料、不動産鑑定9,000円に対しての面積掛ける6%分でございます。4年と半年ぐらいの借地料ですので、282万円という額が出るということです。ですから、1年を通せば63万180円の借地料になります。

以上です。（「承知いたしました」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

ほかにありませんか。森田議員。

○5番（森田明彦君）

質問というよりも、今後のことも含めてですけども、ちょっと考えてみました。やはり公的な自治体がこういった訴訟という形である程度市民の目に触れた場合に、今後、いわゆる市としてのイメージ的な部分が、何をやっていたんだろうかというような、そういった不審の目が市民から出てくるということが当然考えられもしますし、実際のところがそういうことであります。

今後も含めて、やはり特に非常に難しい問題ではありますけれども、特に気をつけて管理運営をやっていただきたいというお願いという形で、今後のことも考えて、ちょっと発言をしました。

以上です。

○議長（田口好秋君）

産業振興部長。

○産業振興部長（山口健一郎君）

どうもありがとうございます。

実は平成20年3月末に、実際、志田焼の里博物館の契約は終わっております。その駐車場自体は、交渉は何回も重ねているんですが、単価が折り合わなくて契約に至らなかったと。借地も含めてその単価ではということで、今まで来ていますので、24年も予算が実際ついております。それも交渉に参りましたが、20年、21年、22年、23年度分はどうしてくれるんだいということで、それは契約の段階ではお支払いできません、現在の契約分からしか払えませんということでお断りを申し上げてきた経緯がございます。

今回、こういう形で簡易裁判所のほうに調停ということで申し立てがございましたので、それに関して話し合いを重ねてまいって、このような結果というふうになっております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

ほかにありませんか。山口忠孝議員。

○7番（山口忠孝君）

お話を伺っておりますと、再三この契約に関しては前部長、課長からいろいろ御苦労されていたと思うんですね。それで、今回この調停が出てまいりまして、この金額が1年分の契約のそのまま、金額になっていますよね、六十何万円。この金額が調定の段階で向こうの——お互いですよ、市のほうは、結局、そういう契約、売買に関しての交渉はずっと行っている点を考慮されなかったのか。金額的に少し向こうも譲歩して、自分たちの瑕疵を認めて調停金額が合意できなかったのか、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（田口好秋君）

産業振興部長。

○産業振興部長（山口健一郎君）

お答えします。

実際、今回申し立てを行われた額としては、遅延金、今までおけている分の利息分というんですか、それを60万円程度お支払い下さいということで申し立ては上がっております。

今回、我々も交渉を重ねてきた経緯がございますので、その遅延金に関しては支払うことはできませんと、あくまでも使用料、賃借料のみ支払うということでお話をしてまいりました。

以上です。

○議長（田口好秋君）

ほかに。西村信夫議員。

○16番（西村信夫君）

志田焼の里博物館の和解金の問題ですけれども、当初、土地は10年間無償で貸しますというようなことで私は聞いておりました、建物は寄附しますということなので、18年3月に1年間無償で貸し付けを延長されたということ、この間説明を受けたわけですね。その中で、博物館の1平米5,600円という単価で契約をされ、20年3月に3億5,000万円で土地を購入しとるわけ、志田焼の里博物館はですよ。（「3,000」と呼ぶ者あり）あ、3,500万円。失礼しました。3,500万円で購入しておりました、あと駐車場についてはどうするかということで、1平米9,000円というようなことで交渉を重ねてきたですね。この間、こう説明を受けたけれども、嬉野市になってから、あそこは舗装をしたですもんね、駐車場の舗装。舗装に540万円ぐらいかけたと思いますけれども、舗装をしてからの鑑定がされたと思いますが、そのあたりも含めて算定されたかどうか、その点をお尋ねしておきます。

○議長（田口好秋君）

産業振興部長。

○産業振興部長（山口健一郎君）

お答えします。

不動産鑑定の中では、造成費用も含めて鑑定をしますので、駐車場としての利用ということで、それは考慮されているものと思います。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

当初、あそこは雑種地やったですもんね。雑種地を一応、バラスを組んで、そして志田焼の方々も、見学する以外の方も使用していいじゃないかというような運営をしましたけれども、そのあたりも含めて、今現状どのような利用、活用をされているのか、その点お尋ねしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

産業振興部長。

○産業振興部長（山口健一郎君）

お答えします。

先ほど9月23日までの借地料ということで話をしておりますが、その後、所有権移転されております。所有権移転された方に交渉を重ねて、今、賃借料として契約を結んでおりますので、それも5年継続ということで今回契約を結んでおります。利用というのは、市が当然使用料を払って、嬉野市として借りておりますので、志田焼の里博物館を利用される方は、全てその駐車料を利用していただくという形になると思います。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

先ほど説明いただきましたけど、志田焼の里博物館を利用される方のみ、あそこの駐車場を利用というふうなことで理解していいですか。

○議長（田口好秋君）

産業振興部長。

○産業振興部長（山口健一郎君）

管理上、開放しておりますので、博物館の利用者、納入業者とかそういうのまで含めて使われると思いますが、あと、ほかに志田焼陶磁器株式会社ございますけど、そこでは駐車場の整備をされていますので、そっちのほうはそっちで利用されているんじゃないかというふうに思います。

以上です。

○議長（田口好秋君）

ほかにありませんか。山口要議員。

○17番（山口 要君）

結局、最終的に今回裁判所から調定の和解案が示されたから、こういう形の結論ということになったのかということが、まず第1点。そして、もう1つは、移転登記がいつの時点でされたのか、そこら辺だけをお尋ねしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

産業振興部長。

○産業振興部長（山口健一郎君）

お答えします。

資料にもありますように、25年11月に1回申し立てがあっております。そのときに、うちお断りしているんですが、さかのぼって払ってくださいということであったんですが、そこは今回利息も含めてでしたので、お断りしております。今回6月にもう一回、再度申し立てということで、1回目の申し立ての中で、裁判官のほうが言われたのは、まず1年分使用料を払っていることが1つあります。それを払っているの、その後のことはどうなっているのかということは聞かれました。そういうふうに話し合いを重ねる中で、借地しているのは事実ですので、利用しているのも事実でしたので、それはその分で支払うということで案として一応、今回上げさせていただいております。

移転登記の日は、24年の9月24日でございます。登記が志田焼の里博物館じゃなくて、志田焼陶磁器株式会社からほかの人に移転登記なされたのが24年の9月24日でございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

今回、この議案については、私も認めざるを得ないというか、認めるわけなんですけれども、ただ1つ、気になりますのは、移転登記をした後についても、前の所有者の方がこちら辺の和解の話し合いを市としてきたということについては、進め方としてややおかしかったんじゃないかなという気はいたします。所有者と違うわけですから。前の分についてはそうなんですけど、その後の分については、24年とすると、その後の分は当然、その方の所有になってくるわけですから。だから、そのときは、当然今の所有者の方もあわせて、こういう話し合いの場という形であるならば、まだ理解をするんですけれども、前の所有者の方のみ今回の最終的な結論までの話が進められてきたということについて、私はいささか疑念が残ります。

一応そういうことで、もうお答えはいいです。

○議長（田口好秋君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第57号の質疑を終わります。

次に、議案第58号 平成26年度嬉野市一般会計補正予算（第4号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第58号の質疑を終わります。

これで提出議案の質疑を終わります。

日程第6．討論・採決を行います。

議案第57号 損害賠償に係る和解及び額の決定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号について採決します。

議案第57号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。

賛成多数であります。したがって、議案第57号 損害賠償に係る和解及び額の決定については可決されました。

次に、議案第58号 平成26年度嬉野市一般会計補正予算（第4号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号について採決します。

議案第58号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。

賛成多数であります。したがって、議案第58号 平成26年度嬉野市一般会計補正予算（第4号）については可決されました。

これで提出議案の討論、採決を終わります。

以上で本臨時会に提出された案件の質疑、討論、採決など、全ての日程が終了いたしました。

お諮りします。ただいま議決されました議案につきましては、字句、数字その他の整理を要するものについては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

会議を閉じます。

平成26年第3回嬉野市議会臨時会を閉会いたします。どうも御苦勞さまでございました。

午前10時32分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 田 口 好 秋

署名議員 梶 原 睦 也

署名議員 田 中 政 司

署名議員 織 田 菊 男